平成２８年（フ）第１９４号
岡山市北区西古松325番地101両備グレースマンション大元703
債務者　森　　光一
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７６号
広島市西区田方３丁目1481番地１　510号
債務者　飴野　宜宏
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６７号
神戸市西区竹の台２丁目６番地の７
債務者　Ａｔｅｌｉｅｒ01こと　小川　幸治
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８２号
神戸市北区君影町４丁目10番15号
債務者　稲垣　香織
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋田　麻以
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１号
大分県中津市沖代町２丁目４番61号　レオパレスフローリッシュ104
債務者　挽田　佑規
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　知康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４号
岩手県一関市大東町大原字中島23番地41
債務者　金野　裕紀
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊本　賢吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第２０７３号
京都府八幡市橋本栗ケ谷２番地の29
債務者　谷口　宜**德**
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４０号
和歌山市三木町堀詰41番地　スカイハイツ三木町1102号、前住所和歌山市園部433番地５
債務者　園部接骨院こと　児島　隆順
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　裕己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３７号
秋田県横手市横手町字上真山176番地４　サンガーデン小川Ｂ棟101
債務者　鈴木　貴雅
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１３６３号
大阪市北区長柄中１丁目４番16号　ヴィラ大淀305号室
債務者　田中慎一こと　田中　愼一
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４８３号
大阪府高槻市高垣町66番６号
債務者　有川　豊人
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５８３号
大阪府東大阪市荒川３丁目14番５号レジデンス青山303号室、住民票上の住所大阪市生野区**巽**北１丁目９番６号
債務者　原田教斌こと　**趙**　　教斌
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６０８号
大阪市都島区都島北通２丁目２番17―401号
債務者　野崎　繁男
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４０号
大阪市大正区三軒家西１丁目12番18号
債務者　小田貴美加
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７２９号
大阪府寝屋川市石津東町31番５号（305号）
債務者　稲田恵理子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８０２号
大阪府池田市室町11番38号（303）、前住所京都府城陽市寺田宮ノ平３番地の86
債務者　清水　陽子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２００３号
大阪府箕面市牧落３丁目５番６号（206号）
債務者　平　真由美
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部